

貸 借 対 照 表

2023 年 3 月 31 日 現在

A J E X 株 式 会 社

第 8 期

単位:円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	(1,251,855,094)
流 動 資 産	1,587,449,673	流 動 負 債	1,203,948,094
完成工事未収入金	730,805,854	工 事 未 払 金	688,856,540
未成工事支出金	492,232,951	未成工事受入金	201,286,745
貯 蔵 品	6,219,166	未 払 費 用	156,153,720
前 払 費 用	2,082,252	預 り 金	1,286,090
未 収 入 金	2,421,406	未 払 金	3,972,299
未収還付法人税等	12,113,100	未 払 消 費 税	46,832,700
立 替 金	330,741	賞 与 引 当 金	105,560,000
短 期 貸 付 金	341,244,203		
固 定 資 産	134,489,038	固 定 負 債	47,907,000
有 形 固 定 資 産	19,691,674	退 職 給 付 引 当 金	47,907,000
建 物 附 属 設 備	15,826,538		
車 両 運 搬 具	246,099		
器 具 及 び 備 品	3,619,037		
無 形 固 定 資 産	24,477,613	(純 資 産 の 部)	(470,083,617)
ソ フ ト ウ ェ ア	24,477,613	株 主 資 本	470,083,617
投 資 そ の 他 の 資 産	90,319,751	資 本 金	100,000,000
差 入 保 証 金	32,121,160	利 益 剰 余 金	370,083,617
繰 延 税 金 資 産	58,198,591	繰 越 利 益 剰 余 金	370,083,617
		(うち、当期純利益)	(20,997,890)
資 産 合 計	1,721,938,711	負債及び純資産合計	1,721,938,711

注 記 表

2023 年 3 月 31 日 現在

第 8 期

A J E X 株 式 会 社

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

未 成 工 事 支 出 金 ・ ・ ・ ・ ・ 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 ・ ・ ・ ・ ・ 定額法
(リース資産を除く)

無 形 固 定 資 産 ・ ・ ・ ・ ・ 定額法
(リース資産を除く)

リ ー ス 資 産 ・ ・ ・ ・ ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が
2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る
方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上
しております。

退 職 給 付 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の全額
を計上しております。(小規模企業等における簡便法の適用)

4. 収益及び費用の計上基準

完 成 工 事 高 ・ ・ ・ ・ ・ 工事完成基準

完 成 工 事 原 価 ・ ・ ・ ・ ・ 検収基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)グループ通算制度の適用

グループ通算制度の適用を開始している。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式数の総数

当事業年度の末日における発行済株式の総数は、普通株式2,000株であります。

- | | | |
|------------------------------|-------|-------|
| 2. 当該事業年度の末日における自己株式数の総数 | | 0 (株) |
| 3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 | | 該当無 |
| 4. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 | | 該当無 |

(資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。